

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	東京都国立市教育委員会
指定したモデル地域名	国立市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 28 年 1 月 1 日現在） 【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
公立 0 私立 9	公立 8 私立 3	公立 3 私立 2	都立 2 私立 2	0 0	0 0	公立 13 私立 16

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市は、平成 17 年 4 月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定し、障害者施策を推進している。国立市立小・中学校における特別支援教育の推進は、障害のある児童・生徒が自立と共生を目指す重要な位置付けとなっている。

特別支援学級あるいは通級指導学級が設置されている学校は市立小学校 8 校中 7 校、市立中学校 3 校中 3 校に設置されている。平成 28 年度には、市内小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置も計画しており、この結果、国立市立学校における特別支援学級の設置率は 100%となる予定である。

国立市立小・中学校における人的措置については、教員免許を有する者を市費嘱託員として雇用し、個別の教育的ニーズに応じて特別支援学級や通常の学級における支援を推進している。特に通常の学級での支援を進めている特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）として各校 1 名配置し、発達の課題等がみられる児童・生徒の個別の支援を推進している。更に経験値の高い者 3 名をブロックリーダースマイリーとして配置、モデル事業を推進するために 4 名支援員を追加配置し、通常の学級での支援方法の改善を進めた。

特別支援教育を円滑に推進するために、教育、医療、心理、福祉等の専門的な立場のメンバーからなる特別支援教育専門家チームを設置し、児童・生徒、保護者、教職員への適切な支援を図るため、学校からの要請に応じて専門家を派遣している。平成 25 年度には国立市学校支援センターを設置し、特別支援教育に関する研修、教職員の資質の向上、国立市立学校の教育活動の支援を目的とした学校訪問等を実施している。

国立市は比較的小規模の市であり、地域性もあり教育活動については学校間の連携・調整等が図られている。本事業の推進に際しては、市内全域をモデル地域に指定する。

## 2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

### (1) モデル地域内の学校間の連携を深めるために行った取組

#### ① 学校間の連携の強化

特別支援学級・通級指導学級の連携を強化するために担任連絡会を開催し、児童・生徒の教育ニーズに応じた支援方法について、授業研究を通して検討した。

各校の特別支援教育コーディネーターによる連絡会（特別支援教育推進委員会）を開催し、情報提供や情報交流をとおして、各校の特別支援教育の充実を図った。

#### ② 事業検討委員会の設置

モデル事業推進を総括するために、「国立市インクルーシブ教育システム検討協議会」を設置し、本研究の成果と課題を整理した。

### (2) その他の取組

#### ① 教育委員会事務局の体制

教育委員会事務局の指導担当課長をモデル事業担当とし、事業全体の進行管理や合理的配慮協力員への指導・助言等、円滑な推進に努めた。

#### ② 合理的配慮協力員の派遣

特別支援教育に関する専門性の高い合理的配慮協力員を配置し、学校を訪問指導し、「連続性のある多様な学び場」の支援を充実させるための取組を推進した。

○ 特別支援学級での個別の障害の状況に応じたグループ別指導の充実

○ 通級指導学級での障害を克服するための支援の検討・実践

○ 特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）による支援の充実

○ 通常の学級での担任配慮による合理的配慮の検討・実践

#### ③ 早期からの就学支援・就学相談

早期からの就学支援を推進するために、特別支援教育相談員が就学先を訪問し、支援体制を早期に構築するための支援方法についての検討を進めた。

【モデル地域内における取組】

### (1) 学校間の連携を充実させる連絡会等の開催

特別支援学級及び通級指導学級の担任連絡会及び特別支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催し、協議・情報共有をとおして学校間の連携を図った。

### (2) 合理的配慮協力員（特別支援教育アドバイザー）による学校訪問指導

特別支援教育の専門性が高い人材を合理的配慮協力員（特別支援教育アドバイザー）として配置し、学校を訪問し実際の支援場面を踏まえた指導・助言を進めた。

### (3) 特別支援教育支援員（スマイリースタッフ）の組織的な対応

支援員の研修会を定例的に実施し、支援事例についての協議を深め、合理的配慮協力員からの助言等を踏まえ、支援員の専門性の向上及び支援体制の充実を図った。

#### (4) 合理的配慮検討プロジェクト

通常の学級における学級担任等による合理的配慮を検討するためにプロジェクトを設置し、具体的な支援方法について、実際の教育活動の場面で検討した。

#### (5) モデル事業成果普及のための実践成果報告会「教育フォーラム」の実施

モデル事業の最終年次として、市内及び近隣他地域に事業内容を共有するための実践報告会（教育フォーラム）を開催し、教育関係者等への成果普及を図った。

### 3. 成果及び課題

#### (1) 成果

##### ① 指導法の質の向上、指導体制の充実

合理的配慮検討プロジェクトを設置し、各学校から2名の教員を委員として指名し、合理的配慮協力員の指導・助言のもと児童・生徒一人一人の教育的ニーズに合った合理的配慮の検討を行った結果、教員の指導力が向上した。また、合理的配慮協力員を中心とした市全体の指導体制及び特別支援教育コーディネーターを中心とした学校内の特別支援教育体制の充実が図られた。

##### ② スマイリースタッフの主体性

今まで、どちらかという学級担任または教科担任の指示によって支援を行っていたスマイリースタッフが、定例化された研修会や実際の学習場面での合理的配慮協力員の指導・助言により自信をもち、状況によっては学級担任や教科担任に児童・生徒の状況や必要な支援について具申するなど、積極的な姿勢が多く見られるようになった。

##### ③ インクルーシブ教育システムの理解と今後の方向性の確立

教育フォーラムや学校支援センター等での講師（大学教授）の指導、それを受けて校長会や合理的配慮検討プロジェクト等での周知を通して、関係者すべての理解が深まるとともに、今後本市が目指すべき方向性が明確になった。

#### (2) 課題

##### ① 個別ニーズに応じた合理的配慮の検討・実践

合理的配慮検討プロジェクトにより、各校の代表教員の指導力は向上したが、平成28年4月に施行される障害者差別解消法を見据えると、すべての教員がその趣旨を理解し、合理的配慮を踏まえた授業改善を推進していく必要がある。

##### ② 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことと、多様な学びの場を充実させることの両立（保護者との合意形成）。

その時点で、障害のある児童・生徒に対して、どの学びの場を選択することが最も成長を期待できるのか、どのような合理的配慮を行うことが効果的なのかといったことについて、本人・保護者、学校、市教委が合意形成（話し合い）を重ねることが大切である。